

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

・データとデジタル技術の活用による販売支援

当社は、ショッピングクレジットやクレジットカードなどの金融サービスを提供する企業として、信用供与や購買履歴等のデータを蓄積しています。こうしたデータやデジタル技術を活用した決済メニューを組み合わせることで、加盟店の売上拡大に貢献することを目指しています。

・ファイナンスサービスを通じた脱炭素社会実現への取組

当社は、太陽光発電設備、蓄電池、V2H、EVなどの脱炭素社会実現に欠かせない商材を取り扱うビジネスパートナーとの協業を積極的に進め、安心・安全で利便性の高いファイナンスサービスの提供を通して、お客様の環境に配慮した豊かな暮らしの実現に向けて取り組んでいます。

・健康経営に関する取組

当社は、健康経営に取り組む企業として、パートナー企業に対して健康経営に関する情報提供を行うとともに、労働安全衛生関連の法令遵守、認定制度の取得を推奨し、健康経営の支援に取り組んでいます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当社は、信義はすべてのものごとの基本であると捉え、創業以来、消費者の皆様・お取引先の皆様との「信用」と「信頼」を第一に考え事業に取り組んでいます。また、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律を遵守した適正な取引を行うことを目的として、取適法遵守規程等を定めています。こうした取り組みを通じて、取引先との健全なパートナーシップの構築と強化を目指していきます。

2024年12月20日
(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ジャックス

代表取締役社長 村上 亮